

能勢町地域公共交通会議 運賃協議分科会設置要領

（趣旨）

第1条 この要領は、能勢町地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき設置する能勢町地域公共交通会議運賃協議分科会（以下「分科会」という。）に関し、分科会の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（協議事項）

第2条 分科会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客の運賃・料金等に関する事項
- (2) その他分科会が必要と認める事項

（分科会の構成員）

第3条 分科会の構成員（以下「分科会員」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項及び要綱第8条第2項の規定に基づき、能勢町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）委員の中から、交通会議の会長が指名する。

- 2 分科会員の任期は、交通会議の委員の在任期間とし、再任を妨げない。ただし、補欠分科会員の任期は、前任者の残任期間とする。

（分科会の運営）

第4条 分科会に分科会長を置く。

- 2 分科会長は、交通会議委員である能勢町総務部長が務める。
- 3 分科会長は、分科会を代表し、会務を総括する。
- 4 分科会長が欠けたとき又は分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員が、その職務を代理する。
- 5 分科会は、分科会員の過半数が出席しなければ開催できない。
- 6 分科会は、分科会長がこれを招集する。
- 7 分科会の議事は、出席した分科会員の過半数で決定し、可否同数の場合には分科会長が決定する。
- 8 分科会は、原則として公開とする。ただし、個人情報等の取扱いについては十分配慮し、必要に応じ非公開とする等の適切な措置を講じるものとする。

（文書協議）

第5条 交通会議及び分科会において既に協議が調った事項について軽微な変更を

加えるとき又は分科会を開会するいとまがない場合は、分科会長が書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(守秘義務)

第6条 分科会員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の報告)

第7条 分科会長は、分科会の協議結果について、交通会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 分科会の庶務は、能勢町総務部総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮り定める。

附 則

この要領は、令和6年1月5日から施行する。